

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年7月1日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P5	第1 特定技能外国人が従事する業務 ○7 つ目	○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省食料産業局食品製造課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03 (6744) 7177	○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03 (6744) 7177
2	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまう	○ 問合せ先は次のとおりです。 特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまう

		○7つ目	ますので，外食業分野に該当することに疑義がある場合は，特定技能所属機関となる前（特定技能外国人を雇用する前）に，あらかじめ問合せ願います。 農林水産省食料産業局食品製造課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03（6744）7177	ますので，外食業分野に該当することに疑義がある場合は，特定技能所属機関となる前（特定技能外国人を雇用する前）に，あらかじめ問合せ願います。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03（6744）7177
--	--	------	--	---